

岩手県告示第433号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年10月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フタバ鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町門崎字高畑16番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐々木公人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8112号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年10月28日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年10月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フォーライフ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市菜園二丁目2番23号
 - ウ 代表者の氏名 亀屋哲夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20035号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年10月21日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年11月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社恵工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目11番29号
 - ウ 代表者の氏名 菊地国明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第20463号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年11月5日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和元年10月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社伊藤塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野一丁目6番11号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤秀明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第20883号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年10月17日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和元年10月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社グリーンセンター荒井

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字丸森42番地1

ウ 代表者の氏名 佐藤和晃

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第90009号

(3) 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月18日付けで土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社勝又設備

イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町二丁目8番13号

ウ 代表者の氏名 勝又妙子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第110025号

(3) 処分の内容 管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年10月31日付けで管工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和元年10月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々木電気商会

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館15地割129番地5

ウ 代表者の氏名 佐々木禎英

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第150028号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年10月9日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和元年11月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社恵工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目11番29号

ウ 代表者の氏名 菊地国明

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-28)第20463号

(3) 処分の内容 土工工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年11月5日付けで土工工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・

れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。